

地球温暖化対策計画(案)に対する 意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

平成 28 年 5 月 13 日
内閣官房副長官補室
環境省地球環境局総務課低炭素社会推進室
経済産業省産業技術環境局環境政策課環境経済室

1．概要

「地球温暖化対策計画(案)」について、以下のとおり意見の公募（パブリックコメント）を実施しました。

- （１）意見募集期間：平成 28 年 3 月 15 日（火）から平成 28 年 4 月 13 日（木）
- （２）告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載、環境省ホームページにおける掲載、窓口での配布
- （３）意見提出方法：郵送、FAX、電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームの利用、環境省への電子メール

2．意見募集の結果

- （１）意見件数：244 件
- （２）お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方：別紙のとおり

3．本件に関する問い合わせ先

環境省地球環境局総務課低炭素社会推進室
TEL：03 - 5521 - 8244

お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

御意見の全体像が分かるように、代表的な意見を抽出し、整理しております。

意見の概要に記載された内容は、基本的にいただいた御意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミスについては修正しております。

計画全体		
	意見の概要	意見に対する考え方
1	(地球温暖化対策計画案全体について) ・ 昨年国連に提出した「日本の約束草案」に沿い、幅広く全国的な取り組みが明記されており評価する。 ・ 本計画は適切であると思う。 ・ 政府には本計画に基づき、着実に取り組みを進めていただきたい。 ・ 気候変動問題は地球規模の課題であり、世界全体で気温上昇を抑えることが大前提であり、中国や米国をはじめ途上国を含むすべての主要排出国が取り組むことを強く求めたい。わが国も今後、パリ合意と約束草案に基づき、世界全体での地球温暖化対策の推進に貢献していくべきと考える。 ・ 温暖化が公害であることを再認識して、パリ協定という歴史的な合意に恥ずかしくない計画を立てるべきである。 ・ 過干渉・過負担を強い、人権を侵害し、温暖化防止に逆効果な拙速策を含む本案は修正を要する。 ・ 約束草案の積み上げ基礎とはなっていない対策や施策を盛り込むべきではない。 ・ ポイントや全体像がわかるようにまとめて、政府がどこに力点を持って考えているのかを明示してもらいたい。	・ 地球温暖化対策計画（以下「本計画」という。）は、地球温暖化対策推進法に基づき、我が国の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画であり、日本の約束草案及びパリ協定を踏まえ、中期目標（2030 年度削減目標）の達成に向けた取組に加え、長期的な目標を見据えた戦略的取組、世界の温室効果ガスの削減に向けた取組を盛り込んでおります。 ・ 地球温暖化対策本部のホームページ（http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ondanka/）において、「地球温暖化対策計画（案）の概要」として、地球温暖化対策計画のポイントや全体像を公表しております。 ・ 今後は、本計画に沿って、地球温暖化対策に着実に取り組んでまいります。
2	(適応策の追加について) ・ 対象が緩和策のみとなっているため、適応策や科学的知見の拡充などを対象としないことを明示するか計画名称を変更すべきである。 ・ 地球温暖化対策は緩和策と適応策の2つを合わせて進めていくべきであるため、適応計画も取り入れた計画とすべきである。	・ 適応策については、「気候変動の影響への適応計画」を平成 27 年 11 月に閣議決定しており、政府としては同計画に基づき取組を推進しているところです。

	・被害軽減、適応政策を実施すべきである。 ・すべて緩和についての記載のみであるため、気候変動の影響の科学的知見収集、国への影響評価や適応計画の見直しが組み込まれるべきである。	
第1章 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向		
第1節 我が国の地球温暖化対策の目指す方向		
	意見の概要	意見に対する考え方
3	（長期的な目標（2050年80%減を目指す）やその必要性・位置づけについて） ・長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことと明記されたことを評価する。 ・パリ協定の内容、日本の目標設定及びCO₂排出状況への過去の世界的批判を覆せるよう、温暖化対策技術革新を長期的国策とすべきである。 ・経済成長への影響、エネルギーミックスの実現状況、技術革新の動向、各国の削減努力などの前提条件が満たされない場合は、目標自体を見直す方針を明確にすべきである。 ・長期目標も今後時間をかけて検討、見直しが行われるべきものである。 ・2030年度目標とは位置づけや意味合いが異なる数字であること、国際公平性、実現可能性、国民負担の妥当性等の検証が必要であり、これらの検証結果如何で直ちに変わり得る数字であること、この数字を根拠とした政策論は一切有効ではないことを明記すべきである。 ・長期目標は、中期削減目標とは異なるため、異なる性格・趣旨のものを同じ目標として位置付けるべきではない。 ・「パリ協定」において提出に努めることが規定されているのは、「環境と経済の両立」を可能とする「長期発展戦略」であり、何ら具体的裏付けがなく実現可能性の低い削減目標ではない。 ・長期目標は国際公平性、実現可能性、国民負担の妥当性等を全	・長期目標については、我が国が長期的に目指す方向として、パリ協定を踏まえ、全ての主要国が参加する公平かつ実効性ある国際枠組みのもと、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置付けております。 ・一方で、このような大幅な排出削減は、従来の取組の延長では実現が困難です。したがって、抜本的排出削減を可能とする革新的技術の開発・普及などイノベーションによる解決を最大限に追求するとともに、国内投資を促し、国際競争力を高め、国民に広く知恵を求めつつ、長期的、戦略的な取組の中で大幅な排出削減を目指し、また、世界全体での削減にも貢献していくこととしております。 ・御意見を踏まえ、地球温暖化に関する科学的知見に関しては、不確実性が残っており、実施把握や予測等の精度向上に向け今後も知見の集積が必要である旨を追記しました。（本文P.2）

く検証されておらず、計画期間外でもあるため、記載すべきではない。 ・石炭火力発電所が 40 基以上建設計画の段階にあり、着実に環境アセスメントが進んでいるが、残り 30 数年で、80%という目標を達成する必要があるか。 ・1990 年比で 2050 年までに少なくとも 80%削減に変更すべきである。 ・今世紀後半(2050 年以降)には 100%削減を目指すべきである。 ・日本の目標は極めて不十分であり、より高い削減目標に直ちに改定すべきである。 ・先進国であり経済力や技術力のある日本は、パリ協定の「実質ゼロ」という目標をいち早く発信することが求められる。 ・何年比で 80%削減するかの基準年の記載がない。 ・日本を含む各国が様々な利害を乗り越えて合意したパリ協定の精神に則り、「脱炭素社会への移行」という明確なシグナルを発信すること。 ・パリ協定により世界で巨大な脱炭素市場が創出されることを踏まえ、他に先駆けて脱炭素社会を構築することは、日本の国際競争力の強化につながると、明示すべきである。 ・計画案では 1.5 目標が一切明記されていない。COP21 が終了したばかりで、初めから 1.5 目標を無視することはできないため、本計画は改定すべきである。 ・「計画案」の削減目標では、2020 年度からの 10 年間に 1990 年比で僅か 21%である一方、2050 年目標は 2030 年度からの 20 年間に 50%以上を削減する必要がある。次世代に負担を押し付ける「計画案」は改めるべきである。 ・「気候感度」については、不確実性が増大しているため、2 安定化に向けた世界全体の排出パスにも大きな幅があることに留意が必要である。	
---	--

4	（長期戦略の策定について） ・日本政府や地方自治体は、長期目標を実現する道筋を明確に示すべきである。 ・2050年にCO2削減を必ず実行するための手立てをとるべきである。 ・長期目標達成を担保するため、早期に長期温室効果ガス低排出開発戦略の検討、計画の策定、提出を進めるべきである。 ・わが国の長期目標達成のための政策的裏付けのためには温室効果ガス低排出開発戦略を「引き続き検討」だけでなく明確に「2020年までのできる限り早期に定める」ことを明記するべきである。	・パリ協定では各国が長期の温室効果ガス低排出開発戦略を策定し提出するよう努めるべきこととされ、C O P 21 決定では2020年までの提出が招請されています。 ・我が国としても、長期的な温室効果ガスの大幅削減に向け、長期的、戦略的取組について、引き続き検討していきます。
第2節 地球温暖化対策の基本的考え方		
	意見の概要	意見に対する考え方
5	（パリ協定批准に向けた対応について） ・パリ協定の批准に向けた国内手続きをいち早く進めるべきである。 ・主要排出国の動向を注視した上で、批准に向けた対応を進めるべきである。 ・パリ協定を国内で実施するために望ましい国内法制度の在り方について、再度検討する方針を明記すべきである。 ・パリ協定の批准に向けた国内手続きをいち早く進めるべきである。 ・主要排出国の動向を注視した上で、批准に向けた対応を進めるべきである。 ・パリ協定を国内で実施するために望ましい国内法制度の在り方について、再度検討する方針を明記すべきである。	・パリ協定は、歴史上初めて、主要排出国を含む全ての国が参加する公平な合意であり、我が国としてこれを重視しています。 ・我が国としても、主要排出国の参加を得つつ、早期発効を目指すことが重要と考えており、パリ協定の締結に向けて必要な準備を進めていきます。計画にもこの旨を記載しており、さらに計画に明記する必要はないと考えます。 ・パリ協定の締結の具体的な時期については、現在、政府部内で検討中です。パリ協定の実施に当たり必要となる措置についても、締結に向けた準備の中で政府部内で検討していくこととしています。

第2章 温室効果ガスの排出抑制・吸収の量に関する目標

第1節 我が国の温室効果ガス削減目標

	意見の概要	意見に対する考え方
6	(中期目標(2030年削減目標)について) - 我が国が果たすべき国際的な責任に見合った目標にするため、2030年の削減目標を1990年比で40～50%削減という水準に変更すべきである。 「2013年度比26%削減」という貢献目標は野心的な目標である。国際的な法的拘束力はないものの、その達成に向けて真摯な努力を行う必要がある。 2030年削減目標だけで終始することに不満である。2050年、2100年の目標達成に向けての一里塚であることを認識し、中期目標を設定していくと明記すべきである 「2030年度において2013年度比26.0%減」を達成することが、本当に、パリ協定が求める「世界の気温上昇を2以下にする、さらに1.5に向け努力する」ことになるのか、その科学的根拠が良くわからない。国民が自信を持って温暖化に取り組むためにも、もう少し説明してほしい。 - 石炭火力発電等を規制し、再生可能エネルギーを普及させることで、現在の目標を上積みすることは十分可能である。 - 基準年がぶれて一貫性のなく、目標の設定やその達成状況が評価しにくい。削減目標の基準年は1990年比に統一すべきである。 - 現在の約束草案を最も高い削減水準に引き上げる検討を早急に開始することを明記すべきである。 - パリ協定の目的実現には、計画案にある削減目標では不十分である。目標の引き上げ、大口排出源の対策強化を行うべきである。 - 現在の約束草案を前提にした記述内容を抜本的に改める。パリ協定をふまえ、約束草案を抜本的に改定強化し、パリ協定の今世紀後半の人為的温室効果ガス排出ゼロを先取りした目標をた	- 我が国の中期目標(2030年度に2013年度比26%削減(2005年度比25.4%減))は、エネルギーミックスと整合的なものとなるよう、技術的制約、コスト面の課題など十分に考慮した裏付けのある対策・施策や技術の積み上げによる実現可能な削減目標として策定したものです。本削減目標は、温室効果ガスの削減率やGDP当たり・一人当たり排出量等を総合的に勘案すると、国際的にも遜色のない野心的な数値目標であると考えます。本計画は、2030年目標達成の道筋を明らかにしたものであり、これを着実に取り組むことにより目標の達成は可能であると考えております。 - また、各対策・施策の実施状況については、関係審議会等による定期的な評価・検証を踏まえつつ、地球温暖化対策推進本部において、毎年厳格に点検を行うこととしており、これにより計画の実効性を確保していきます。こうした評価・検証等を踏まえ、少なくとも3年ごとに目標及び施策について検討を行い、必要に応じて本計画を見直すこととしております。 - 地球温暖化対策は、科学的知見に基づき、国際的な強調の下で、我が国として率先的に取り組むこととしており、我が国としては中期目標の達成に向けて着実に取り組むとともに、その先を見据えた長期的な目標を見据え、長期的、戦略的な取組の中で大幅な排出削減を目指し、また、世界全体での削減にも貢献していくこととしています。 - また、パリ協定においては、各国の削減目標の5年ごとの提出・更新のサイクル等を規定しています。我が国としては、まず、2030年目標の達成に向けて、着実に取り組むとともに、こうしたパリ協定の規定に従って適切に対応してまいります。 - 基準年については、「日本の約束草案」(平成27年7月17日地球温

	て対策を国内で実施する。目標は法定目標とし、それを担保する総量削減義務化政策などの政策を導入する。 ・自国の経済を優先し、地球と世界の未来のためにどうしても必要なら難しい目標にもあえて挑戦する、といった姿勢がない。 ・石油の輸出入がいつ止まってもよいように、2025 年までに 50% 削減を目指すべきである。 ・パリ協定により世界で巨大な脱炭素市場が創出されることを踏まえ、他に先駆けて脱炭素社会を構築することは、日本の国際競争力の強化につながると、明示すべきである。	暖化対策推進本部決定)において、2013 年度比を中心に説明を行うこととし、2013 年度と2005 年度の両方を登録することとしています。 ・今後、足下からどういう削減行動を採るかが重要であるため、2013 年度を基準年とする一方で、2020 年度目標で基準年としていた2005 年度も基準年度として登録することとしました。
7	(2020 年削減目標について) ・3.8%以上という表現を見直して目標を明確化すべきである。 ・2020 年度の温室効果ガス削減目標が 2005 年度対比 3.8%は低すぎる。 ・2020 年の削減目標については 1990 年比 25%削減に引き上げるべきである。 ・パリ協定は目標を徐々に改善していく仕組みがあるので、2020 年の目標を再提出すべきである。	・我が国の 2020 年度目標については、森林吸収量については、一定の仮定を置いて算定し、2020 年度において 3,800 万 t-CO₂ 以上の吸収量の確保を目指すとともに、その他の部分については、徹底した省エネや、再エネ導入を含めた電力の排出原単位の改善、フロン対策の強化、二国間オフセット・クレジット制度(J C M)など、現時点では削減量を設定できない対策を総合的に進めることとし、森林吸収源対策と合わせて 2005 年度比 3.8%の削減を目指すこととしたものです。また、これらに加え、高い独立性を有する原子力規制委員会が、科学的・技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認めた原発が、2020 年度に稼働した場合の削減効果を見込んで、3.8%以上の水準を目指すことしております。 ・我が国の 2020 年度削減目標については、関連する C O P 決定に基づき適切に対応してまいります。
第 2 節 我が国の温室効果ガスの排出状況		
	意見の概要	意見に対する考え方
8	(我が国の温室効果ガスの排出状況について) ・業務部門や家庭部門の排出量の増加原因が、電力の排出原単位の悪化によるものであり、エネルギー転換部門の排出量が増加していることも記載すべきである。	・本計画では、第 2 章第 2 節に我が国の温室効果ガスの排出状況として 2030 年度削減目標の基準年である 2013 年度の温室効果ガス総排出量を記載しています。また、2013 年度の温室効果ガス総

	・全体の排出量推移グラフと経済全体及び部門別の要因分析の結果を示し、対策とその有効性を評価すべきである。 ・原子力発電が停止していた 2014 年度に、省エネや再生可能エネルギーの普及等によって温室効果ガス排出量が前年比で減少したことを明記すべきである。 ・「電力配分後」つまり発電所の CO2 排出量を電気消費量に応じて消費側に割り振る日本政府独自の CO2 排出量計算方式ではなく、日本政府が国連気候変動枠組条約に報告・提出している報告書の通り、直接排出、発電所の排出はエネルギー転換部門の排出として実態を整理し直すべきである。	排出量が 2005 年度と比べて増加した要因の一つとして、エネルギー起源二酸化炭素の排出量が増加したこと等をあげています。また、このエネルギー起源二酸化炭素の排出量が増加した背景として、東日本大震災後に原子力発電所の運転停止による火力発電の増加によって化石燃料消費量が増加したこと等を記載しています。 ・部門別についても、業務その他部門及び家庭部門からの排出量が大幅な増加傾向にある要因の一つとして、電力の排出減単位の悪化を記載しています。 ・各部門の CO2 排出量の削減のためには、電力の需要側の省エネ対策と、電力の供給側の CO2 排出原単位の改善の双方が必要です。そのため、電力事業者の発電に伴うエネルギー起源 CO2 排出量を、電力使用量に応じて各部門に配分することによって、部門別の対策の進捗状況の評価等を行うこととしています。なお、各部門における電力使用に伴う排出の割合については、図 2 に示しており、我が国の温室効果ガス排出量の実績値としては「直接排出」と「間接排出」の両方を集計・公表しております。
第 3 節 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標		
	意見の概要	意見に対する考え方
9	（中期目標（2030 年削減目標）及びガス別目標の位置づけについて） ・「中期目標」について、事実上「必ず守るべきもの」として位置づけられると考えて良いか、またパリ協定が発効しなかった場合にはどうなるのか、といった点を理解できるよう明示すべきである。 ・条件付けや定義があいまいであるため、2030 年目標は、「国内」の排出量が 2013 年度水準比 26%減という理解で正しいか、2020 年目標と 2030 年目標は、同じ「性格」の目標か、明確にすべきである ・各目標に加え、2030 年目標のガス別目標の性格を明確にすべき	・C O P 21 で採択されたパリ協定については、主要排出国の参加を得つつ、早期発効を目指すことが重要であると考えており、締結に向けて必要な準備を進めているところです。 ・本計画に目標として位置付けた我が国の中期目標は、C O P 21 に向けて平成 27 年 7 月 17 日に地球温暖化対策推進本部において政府として決定し、同日付けで国連気候変動枠組条約事務局に提出した「日本の約束草案」を踏まえたものであり、この達成に向け、本計画に基づき着実に対策を進めてまいります。 ・この中期目標は、国内の排出削減・吸収量の確保により 2030 年

	である。目安なのか、誰が目標遵守の責任を持つのか、あるガスの目標が未達でも他のガスが達成されればよいのか。	度に 2013 年度比 26.0%減（2005 年度比 25.4%減）の水準にすることとしています。温室効果ガス別・その他の区分ごとの目安や目標を設けることで、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、第 4 章に定める進捗管理方法に則って毎年個別の対策・施策の進捗状況等の点検を厳格に行うことで、国全体の 26%削減という目標達成を目指すこととしております。 ・我が国の 2020 年度削減目標は、C O P 16 におけるカンクン合意に基づき取り組むものであり、計画 2030 年度目標と同様、達成に向けて取り組む目標として位置付けています。
第 4 節 個々の対策に係る目標		
	意見の概要	意見に対する考え方
10	（中期目標（2030 年削減目標）の算定根拠の公開について） ・2015 年策定の長期エネルギー需給見通しにおける想定を踏まえつつ、仮に対策・施策がない場合に 2030 年度に見込まれる排出量を表 1 に追記すべきである。さらに、2030 年度において必要な削減量を示す列を表 1 に足し、その列に対策・施策のない場合とある場合の排出量の差分を記入することで、対策・施策の総量効果を把握すべきである。 ・検証のため、各部門の対策ごとの削減見込量及びその算定根拠を示すべきである。	・温室効果ガス別その他の区分ごとの目標及びエネルギー起源二酸化炭素の部門別の排出量の目安を達成するため、具体的な数字の裏付けのある個々の対策について、対策を取らなかった場合と取った場合の削減見込量について、別表 1 ～ 6 で整理しています。また、それらの算定根拠については参考資料である「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」に示しております。
第 3 章 目標達成のための対策・施策		
第 1 節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割		
	意見の概要	意見に対する考え方
11	（国の役割について） ・国は法定目標として削減を実現する排出枠を設定し、確実な達成に責任をもって、進捗度を絶えず検証していくことが必要不可欠である。 ・対策を推進するための政策手法から「自主的手法」は削除すべきである。 ・EU は加盟国に対して 2020 年までにエネルギー効率を 2 割向	・本計画では、中期目標の達成に向け、温室効果ガス別・その他の区分ごとの目安や目標を設けることで、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、第 4 章に定める進捗管理方法に則って毎年個別の対策・施策の進捗状況等の点検を厳格に行うことで、国全体の 26%削減という目標達成を目指すこととしております。

	上させることを義務づけているが、我が国においてはエネルギー効率に関する具体的な数値目標が存在しない。国が数値目標を設定し、政策の進捗度を絶えず検証していくことが必要不可欠である。 ・環境省は他省庁や経団連を説得し、率先して大幅な温暖化目標を掲げる責務がある。実効性のある温暖化対策を行ってほしい。 ・国は環境政策を優先し、逆行する政策を中止・修正し、排出増になるような経済特区などの例外設定も禁止すべきである。 ・高エネルギー型のインフラ開発ではなく、既設施設の補修にとどめ、少子高齢化社会と温暖化対策に対応した省エネルギー型の公共事業や政策に切り替える必要がある。	・中期目標はエネルギーミックスと整合的なものとなるよう、技術的制約、コスト面の課題などを十分に考慮した裏付けのある対策・施策や技術の積み上げによる実現可能な削減目標として策定しており、エネルギーミックスでは我が国のエネルギー効率を35%改善することを見込んでおります。 ・地球温暖化対策計画案では、産業界における対策の中心的役割として事業者による自主的取組を進めることとし、産業界は個別業種単位の「低炭素社会実行計画」を策定し、温室効果ガス排出削減の目標を定め、経済的に利用可能な最善の技術の最大限の導入や積極的な省エネ努力等の具体的な対策の着実な推進を図ってまいります。また、政府は関係審議会等による厳格かつ定期的な評価・検証を実施していきます。 ・今後はこの計画に基づき、政府全体で取組を強化していきたいと考えています。
12	(地方における取組について) ・地方公共団体は、低炭素地域づくり、温暖化対策を中心的政策として位置付け、総合計画等で、国の温暖化政策に上乗せした具体的な政策を導入することが望まれる。 ・地域内で温室効果ガスを大量に排出する事業やインフラ整備について情報を収集して公開するとともに、必要に応じて地方公共団体の長が意見を発表すべきである。 ・地域福祉の視点での温暖化対策との連携や国民運動参加による活動の促進を図るべきである。 ・「地方公共団体実行計画(区域施策編)」を全自治体で策定・実施して目標達成することを義務化すべきである。 ・温暖化対策の推進には都道府県の取組が重要となるため、実態調査と環境省の強い指導力が必要である。	・低炭素地域づくり及び地球温暖化対策の地方公共団体における位置付け、総合計画との関係、地域福祉の視点での連携に関しては、「総合計画(中略)等の温室効果ガスの排出の抑制等と関係を有する施策とも、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ、地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配意する」ことを求めています。 また、国の地球温暖化対策に上乗せした具体的な政策の導入に関しては、政府が定める地球温暖化対策計画に即して、「地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画(以下「地方公共団体実行計画区域施策編」という。)を策定し実施する。また、その他の地方公共団体も、地方公共団体実行計画区域施策編を策定し実施するよう努める」「地域の事情を踏まえ、構造改革特区制度による規制の特例措置の活用等を通じ、創意工夫を凝らした取組を推進する」ことを求めています。

	・なお、環境影響評価法の対象となる事業（大規模な火力発電所の建設等）に関しては、関係する都道府県知事等は、温室効果ガスの排出を含め、同法に基づき環境の保全の見地からの意見を述べるものとされています。 ・国民運動による活動の促進に関しては、「まちづくりに参画する人づくり・ネットワークづくりを進め、多様な主体が低炭素化の担い手となるよう促すことが重要となる。このため、環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等を始めとする民間団体の活動支援等の地域に密着した施策を進めることが期待される。」「地方公共団体には、国や地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会等と連携しつつ、地域エネルギー・温暖化対策推進会議等を活用することにより、都道府県及び市町村間での地球温暖化対策に係る情報・ノウハウの積極的な共有や多様な主体による取組の促進を図ることが強く期待される。」と記載しております。 ・地方公共団体実行計画区域施策編を全自治体で策定・実施して目標達成することを義務化することとする場合には、法整備が必要となるため、将来の検討事項とさせていただきます。 ・都道府県に対しては、地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進や自らの事務及び事業に関する措置に加えて、「管下の市町村における取組の優良事例の情報収集と他の市町村への普及促進に取り組むよう努める。また、地方公共団体実行計画の策定・改定や同計画に基づく取組が困難な市町村に対し、技術的な助言や人材育成の支援等の措置を積極的に講ずるよう努める」ことを求めています。 都道府県を含む地方公共団体の取組については、環境省が「地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」等により実態を把握するとともに、各種のマニュアル・ツール類の整備等を通じて技術的な助言等を行ってまいります。
--	---

13	(地方公共団体の率先的取組について) ・別表 1-40「地方公共団体が実施することが期待される施策例」に「自らの事務及び事業に関し、(中略)地方公共団体実行計画(事務事業編)に定める。」の次の項目として、「グリーン購入法に基づく組織的取り組みの実施」を追加すべきである。 ・地方公共団体や独立行政法人等が実施すべき内容として、地産地消自然エネルギー電力創出に努めることを記載すべきである。	・地方公共団体によるグリーン購入法に基づく組織的取組の実施に関しては、本文中の「○地方公共団体の率先的取組と国による促進」の中で、「グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進を図るための方針の作成及び当該方針に基づく物品等の調達等により、グリーン購入の取組に努めるものとする。」と記載しております。 ・地方公共団体が地産地消自然エネルギー電力創出に努めることに関しては、「都道府県及び市町村は、再生可能エネルギー事業に関するコスト低減や投資促進に向けては、(中略)地域金融機関等と連携した再生可能エネルギー事業への出資等の金融上の措置について、積極的に検討・導入することが期待される。」と記載しております。
第2節 地球温暖化対策・施策		
1. 温室効果ガス排出削減、吸収等に関する対策・施策		
(1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策		
エネルギー起源二酸化炭素		
対策・施策 全体		
	意見の概要	意見に対する考え方
14	(内容を評価する) ・部門別の取り組みを提唱し、さらに目標達成のための分野横断的な施策が盛り込まれていることを評価する。 ・計画実現に向けた施策推進を期待する。 ・「中小企業の排出削減対策の推進」が明確に位置づけられたことを高く評価する。 ・「産業分野等における天然ガスシフト等各部門における燃料の多様化」や「コージェネレーションの導入促進」等の記載を評価し、具体的施策の推進を期待する。	・「エネルギー革新戦略」等を通じた、徹底した省エネルギー、国民負担の抑制と両立した再生可能エネルギーの最大限の導入、火力発電の高効率化や、安全性が確認された原子力発電の活用、産業分野等における天然ガスシフト等各部門における燃料の多様化等により、エネルギーミックスの実現に努めてまいります。
15	(過度な対策とならないよう配慮すべき) ・電力コストの高騰が、中小企業や地域経済に甚大な悪影響を及	・本計画に位置付けた 2030 年度の温室効果ガス削減目標は、エネ

	ばしていることから、コストを無視した温暖化対策とならないよう十分配慮願いたい。 ・「徹底的なエネルギー管理の実施」は過干渉を強行する根拠になるため、これを排除する制限条項を明文化して追加すべき。 ・省エネルギーの推進については、経済界や国民生活に過度な負担を強いることがないよう配慮し、インセンティブが働く支援策を強化してほしい。	ルギーミックスと整合的なものとなるよう、裏付けのある対策や技術を積み上げた実現可能性のあるものです。 ・省エネルギーについては、従前より経済合理性の範囲内でエネルギー効率の改善に取り組んでおり、エネルギーミックスにおいても、実現可能性や技術開発のポテンシャルを踏まえ、個別の省エネ対策の効果を積み上げた結果として、2030 年時点において 5,000 万 kL を超える省エネ量を積み上げております。この省エネ量の達成は容易とは言えませんが、決して実現不可能ではないと考えており、毎年のエネルギー消費状況も勘案しつつ、技術開発の促進を含め、政府一体となって徹底した省エネルギーを推進することで実現を目指してまいります。
16	(省エネルギーの推進に関する支援措置を強化すべき) ・省エネ性能の高い設備・機器の導入促進について、中長期に継続的な助成制度等の充実を図るよう検討してほしい。 ・「中小企業の排出削減対策の推進」に掲げられた支援策や環境経営を支援するためのセミナーなどを着実かつ継続的に実施し、ハード・ソフト両面での支援策も積極的に展開すべきである。 ・省エネや再エネへの予算配分を加速させるべきである。	・省エネ性能の高い設備・機器の導入については、予算措置や融資制度を通じ、継続的な支援を行えるよう検討してまいります。 ・本計画において、中小企業等の排出削減設備導入支援等や中小企業による省エネの取組を地域においてきめ細かく支援するためのプラットフォームを構築することを位置付けており、ハード・ソフトの両面で中小企業等の温暖化対策の取組を支援してまいります。
17	(情報セキュリティについて配慮すべき) ・IT 妄信に陥っているため、cyber attack への防御も明文化が必要である。 ・FEMS = Factory Energy Management System を利用した「徹底したエネルギー管理」の実施で IoT の活用を促すのはサイバー・テロへの脆弱性をさらに悪化させるため、国家安全保障を優先するよう付帯条件を加える必要がある。	・IoT のセキュリティの確保は重要と認識しており、サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）に基づき、関連する施策を推進しております。
A．産業部門（製造事業者等）の取組		
18	(産業界の自主的取組について) ・産業界の対策の柱として、「低炭素社会実行計画」を位置付けている点を高く評価する。	・産業界では、2012 年度までは、自主行動計画を策定し、地球温暖化対策に主体的に取り組んできました。結果として、[1] 多く

	・二酸化炭素を多く排出する産業界は、大胆な技術革新を進めることが必要である。 ・計画や目標は自主行動に依存、期待するのではなく、ある程度強制力をもったシステムで取組む工夫が必要である。 ・自主行動計画は、多くの業界で省エネ法努力目標や省エネ法ベンチマークが守れていないため、関連する記述は削除するべきである。 ・排出量が多い事業者は、目標の定量性を高めるために、長期的な視点によるバックカスティングで2030年の目標を設定すべきである。 ・低炭素社会実行計画の定期的な評価・検証について、「厳格性のみならず業界のグリーン成長を後押しするような奨励、助成なども含めて幅広い観点での実施」と追記してほしい。	の業種において厳しい目標が掲げられ、政府によるフォローアップを受けつつ、地道な省エネ努力によって目標が達成されたことや、業種間のベストプラクティスの共有が図られたこと、計画策定業種の着実な増加も見られたこと等、総体として十分な実効性を上げていること、[2]短期的に投資回収が可能な対策にとどまらず、中長期的に投資回収が行われる競争力の強化のための対策も行われたこと、[3]弛まぬ技術開発・導入によって世界最高水準のエネルギー効率が維持されたことなど、これまで十分に高い成果を上げてきたと評価されています。2013年度以降は、産業界は低炭素社会実行計画に基づく取組を実施しておりますが、今後も温室効果ガスを削減する努力を進めていくことが極めて重要であり、実施された取組についてはその取組を奨励する等の観点も含め、政府においても関係審議会等による厳格かつ定期的な評価・検証を実施し、対策の着実な推進・強化を図ってまいります。
19	(個別の対策について) ・水素還元の比率を高め、連続鋳造と熱間圧延を直結して半製品の加熱炉を無くす直送圧延を全面的に導入すれば、不要となったガスは発電に回すことができる。 ・エネルギー効率の向上のため、製造業におけるコージェネレーション発電の推進などを盛り込み、積極的に熱利用を促進することが重要である。	・本計画における対策の削減量の根拠の中で、ご指摘の水素還元製鉄(COURSE50)やコージェネレーションの導入も含め、現時点で見通せる最大限の省エネ対策を盛り込んでおり、実現に向けて省エネ施策を進めてまいります。
B. 業務その他部門の取組、C. 家庭部門の取組		
20	(建築物・住宅の省エネ対策について) ・「省エネルギー性能・環境性能の評価・表示制度」を義務化し、対象を戸建住宅にも広げてほしい。 ・新築建築物のエネルギー消費性能基準の大規模建物以外への拡大、消費者にわかりやすい評価手法の設定、証明書などの明示の義務付けを行うべきである。 ・ZEHを100%にする政策はPVパネルの飛散の危険を全国化するた	・本計画では、「日本の約束草案」で示した中期目標の積み上げの基礎となった対策・施策を具体的に位置付け、目標達成に向けた取組を着実に図ることとしています。 ・建築物、住宅の省エネ対策については、本計画において、新築建築物・住宅に対する段階的な省エネ基準への適合義務化、既存建築物・住宅の省エネ化、ZEBの実現やZEHの普及に向けた取組、

	め、撤回すべきである。 ・住宅先進国ドイツに負けないだけの基準を設けるべきある。具体的な気密性、断熱性の目標値を決め、段階により固定資産税の割増、割引を実施し、ワールドスタンダードな高気密、高断熱住宅の建設を促進すべきである。 ・財政投入を行ってでも既存住宅の省エネ、建替によるゼロエネ住宅を推進し、脱炭素住宅に向けての政策を準備することが必要である。 ・住宅における省エネ技術において、採熱及び蓄熱を重視した技術の開発・普及を図るべきである。	低炭素な建築物・住宅の普及を促進するための表示制度の充実などを位置付けています。 ・こうした対策・施策を着実に実施し、いただいた御意見の趣旨も踏まえながら、建築物・住宅における省エネルギーの推進を図ってまいります。
21	(省エネルギー機器の普及、利用について) ・トップランナー方式をより広い分野にも拡大し、基準の見直しを行ってエネルギー効率の計画的な引き上げや、基準を満たさない製品や事業活動に対してペナルティーを課すことも図るべきである。 ・省エネルギー機器の普及とともに、深夜電力消費の抑制や使用機器の効率的な使い方、正しいエネルギー管理が必要である。 ・人間の目は輝線のない連続波長の黒体放射光源に適應しているため、100%LED化を強行するのはやめるべきである。	・トップランナー制度においては、トップランナー対象機器を製造又は輸入する事業者が製造又は輸入した当該機器につき、そのエネルギー消費効率に関する実績が、当該機器ごとの判断基準に照らしてエネルギー消費性能等の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、勧告等の措置を講じることができるとされています。今後も引き続き新たな対象機器の追加を検討し、機器の省エネ性能を向上させてまいります。 ・本計画では、省エネルギー機器の普及に加えて、BEMSやHEMS（ビル／ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）等によるエネルギー消費の見える化や省エネ診断等を通じた、徹底的なエネルギー管理の実施を位置づけており、機器の効率的な利用を促進してまいります。 ・蛍光灯やHIDランプは、LED照明同様に連続波長の黒体放射光源ではないものの、問題なく広く使用されていると認識しております。LEDを含む高効率照明の普及に向けて、情報提供に努めてまいります。
D．運輸部門の取組		
22	(自動車単体対策について) ・自動車単体対策の抜本的な対策を強く求める。	・自動車単体対策においては、大きく次世代自動車の普及と燃費の

	・車体の軽量化による自動車走行時の燃費改善は重要な課題であるが、ライフサイクル全体で省エネルギー効果を評価することが重要である点を明記すべきである。 ・次世代車、バイオ燃料だけでなく、既存ガソリン車も含めて輸送量あるいは走行量あたりCO2排出量の小さな車の普及を促し、排出削減を図るべきである。 ・更なる次世代自動車の普及拡大に向け、補助金や税制優遇、電池性能の向上のための研究開発への支援等をお願いしたい。 ・エネルギー政策と温暖化対策の整合を確保する観点から、運輸部門の燃料多様化に関する取組みを進めるべきである。	改善による対策を考えております。次世代自動車の普及においては、補助制度や税制上の優遇等の支援措置、次世代自動車の性能向上に係る技術開発・実用化支援等により普及拡大を推進いたします。また、燃費改善においては、トップランナー基準によるガソリン車等の燃費の改善や税制上の優遇、技術開発等による改善を推進いたします。 ・自動車の産業部門における排出削減については、業界団体が策定している「低炭素社会実行計画」の着実な実施と評価・検証を通じて排出抑制を図ってまいります。 ・排出削減目標に関しては、実現可能性や技術開発のポテンシャルを踏まえ、上記のような個別の省エネ対策の効果を積み上げた、現時点で見通せる最大限の省エネ対策が盛り込まれた意欲的なものとなっていると考えております。 ・物流分野における環境対応車普及促進に関しては、地球温暖化対策に加え、大気環境保全や、燃料多様化によるエネルギーセキュリティ対策を推進する観点も踏まえて、CNGトラックなどの環境対応車への買い替え・購入を促進しております。
23	(その他運輸部門対策について) ・温暖化対策・道路交通流対策と称して道路建設を進めることに反対する。 ・「道路交通流対策」の第一文を削除し、「道路の整備に伴って、いわゆる誘発・転換交通が発生する可能性があることから道路建設は原則として行わないことにする」と記載してほしい。自転車利用の分は残す。 ・マイカーを抑制し、公共交通機関をもっと利用すべきである。 ・自転車利用推進はぜひ本腰を入れてほしい。 ・都市部において自動車の乗り入れ制限、通行禁止、乗り入れの際の課金（ロードプライシング）、駐車場課税、などの政策を積極的に導入すべきである。 ・自治体による導入を支援するとともに、自治体の公共交通の導	・本計画では、「日本の約束草案」で示した中期目標の積み上げの基礎となった対策・施策を具体的に位置付け、目標達成に向けた取組を着実に図ることとしています。 ・その他運輸部門対策については、本計画において、道路交通流対策の推進、公共交通機関及び自転車の利用促進のための環境整備、鉄道・船舶・航空分野の省エネ・低炭素化、トラック輸送の効率化や共同輸配送の推進をはじめとする低炭素物流の推進などを位置付けています。 ・こうした対策・施策を着実に実施し、いただいた御意見の趣旨も踏まえながら、その他運輸部門における省エネルギーの推進を図ってまいります。

	入を国の政策でルール化すべきである。 ・自動車単体対策、公共交通機関及び自転車の利用促進、低炭素物流の推進は抜本的な対策を強く求める。 ・鉄道車輛の軽量化で客室強度が低下したり重心が高くないよう、省エネよりも優先して対策を講ずる必要がある。 ・航空分野の低炭素化は極限に達しており、燃費のために安全・低ストレス・眺望権などを無視すべきでない。 ・航空分野における燃料の再生可能化の選択肢を制約すべきではない。 ・近年、ネット通販の利用が急増しており、遠方から商品を購入する機会も増えてきたことから、利用者が近い所から購入するのを促すような仕組みを作ることも必要だと思う。 ・自動車単体対策、公共交通機関及び自転車の利用促進、低炭素物流の推進は抜本的な対策を強く求める。	
E . エネルギー転換部門の取組		
24	(電力分野の対策について) ・実効性等を確保すべき主体はあくまで電力業界であり、国は業界の自主的取組に資する政策を進めるべきである。 ・電力業界の排出削減対策については、事業者の自主的取組では不十分であり、排出量取引制度や地球温暖化対策税など実効性のある政策措置を導入すべきである。 ・エネルギー転換部門は、直接排出で増加著しい部門であることを明らかにし、総量削減義務化政策、石炭全廃政策、再生可能エネルギー導入目標と担保政策等を導入すべきである。	・電力業界の自主的枠組みを政策面で後押しする制度整備として、発電段階では省エネ法により発電効率の向上を、小売段階では、高度化法により販売する電力の低炭素化を、それぞれ求めていく措置が 2016 年 4 月から施行されたところであり、適切に運用を行っていくことで、電力業界全体の取組の実効性を確保していきます。 ・さらに、高度化法に基づき、事業者の取組を環境大臣へ報告すること、電気事業法に基づく小売営業ガイドラインにおいて、CO2 排出係数の開示を望ましいとすること、地球温暖化対策推進法に基づく政省令改正により、CO2 排出実績報告に関する協力を要請することにより、「実効性」と「透明性」を高める取組を進めていきます。 ・これらの取組が継続的に実効を上げているか、毎年度、その進捗状況を評価し、電気事業分野からの排出量や排出係数等の状況を

		評価し、0.37kg-CO2/kWh の達成ができないと判断される場合には、施策の見直し等について検討します。
25	(再生可能エネルギーの導入を積極的に進めるべき) ・ 原発・石炭重視ではなく、省エネ・再エネ重視のエネルギーミックスを基礎とした温暖化対策にすべきである。 ・ 再生エネルギー関連企業では新しい雇用が全国ベースで生まれしており、地方の活力に貢献している。 ・ 新築時には太陽熱温水器の設置の義務化、大口エネルギー消費施設や大規模建築物の新設・改修では、自然エネルギー電力設備を設置し、一定割合を自然エネルギーで賄うことを義務化すべきである。 ・ 稼働原発が少なく、火力発電所の稼働が必要となると、二酸化炭素の排出量の削減にはならないため、地熱発電所を全国に建設してもらいたい。	・ 再生可能エネルギーは、エネルギー安全保障の強化や地球温暖化対策、地域の活性化等の観点から重要だと考えております。 ・ 他方で、再生可能エネルギーは、現時点では安定供給やコスト、環境等の面で様々な課題も存在するため、各電源の特性や実態を踏まえ、立地等の制約や国民負担の抑制とのバランスを考慮した上で、最大限の導入を図ります。
26	(再生可能エネルギーに対する接続義務や優先的な送電について) ・ 自然エネルギー発電を設置したら必ず送電網に接続し、送電網に送る優先順位は原発、火力より上位にし、送電網も自然エネルギーに開放すべきである ・ 電力送配電網の国による整備と公有化を行うべきである。	・ 2016 年 4 月より施行されている電気事業法において、一般送配電事業者の系統への接続については、全ての電源の系統接続を平等に扱うことや正当な理由がなければ接続を拒んではならないとされています。また、電力を安定的に供給する観点から、余剰電力が生じた際には、まずは火力発電の抑制などを行い、それでもなお需給調整が困難な場合には太陽光発電や風力発電の出力抑制を行うこととなっています。 ・ 送配電網の整備は、一般送配電事業者が民間の創意・工夫を活用しつつ、コスト意識をもって事業を行うことが適切であると考えています。
27	(固定価格買取制度を堅持すべき/見直すべき) ・ 固定価格買取制度は今後も堅持し、再生可能エネルギーの計画的な増加を図り、基幹電源として促進すべきである。 ・ 固定価格買取制度は、太陽光への偏重を解消し、ベースロード	・ 本計画で掲げた 2030 年度の再生可能エネルギーの導入水準の達成に向けて、再エネの最大限の導入と国民負担の抑制の両立をすべく、固定価格買取制度の認定制度の見直しと未稼働案件への対

	電源として活用可能な地熱発電やバイオマス発電の推進を後押しすべきである。 ・電力の質や提供時間帯により買い取り価格に差を設ける仕組みに移行すべきである。 ・固定価格買取制度による費用負担は、企業にとって重い負担となっており、政府は抜本的な見直しを実施されたい。 ・石炭火力発電所でのバイオマス混焼は固定価格買取制度から除外すべき。 ・固定価格買取制度から公害を引き起こすような発電は排除すべきである。	応、長期安定的な発電を促す仕組みの構築、コスト効率的な導入の実現、リードタイムの長い電源の導入拡大、電力システム改革を活かした導入拡大の観点から固定価格買取制度及び関連制度を見直し、改正法案を今期（2016 年）通常国会へ提出しております。
28	(バイオマスエネルギーの利用について) ・バイオマス供給量と発電設備のバランスを考慮して導入を図るべきである。 ・木質バイオマス資源の未利用部分を利用拡大は、違法伐採などのリスクを十分に認知したうえで、トレーサビリティや環境性能に十分配慮すべきである。 ・藻発電の開発や草本資源作物の熱利用、農業の積極的バイオマス生産への取組についても記載すべきである。	・ご指摘を踏まえ、バイオマス発電事業の長期安定性に関する主旨明確化のため、「各種支援策を総動員して長期安定的な導入の拡大を図る」と明記しました。 ・バイオマス発電や熱利用における燃料については、未利用材等の木質バイオマスが中心となっておりますが、ご指摘の草木資源等の利用も存在することから、草本資源作物等を含む記載ぶりとしたしました。
29	(蓄電池等の活用について) ・大規模風力・太陽光発電所建設には揚水発電所か他の蓄電設備への投資を義務付けるべきである。 ・家庭用太陽光発電と電気自動車の普及拡大のため、蓄電池の性能向上と低価格化が期待される。 ・家庭内の電源設備を連携調整機能を果たすようなパワーステーションの開発・普及に力を入れるべきである。	・エネルギー基本計画において、蓄電池は、「エネルギー需給構造の安定性を強化することに貢献するとともに、再生可能エネルギーの導入を円滑化することができる、大きな可能性を持つ技術」と位置付けられております。 ・本計画においても、EV・PHVの普及に向けて、「航続距離に直結する性能指標であるエネルギー密度を 2020 年代前半に現在の 2 倍程度にすることを目指した研究開発を実施」することとしております。
30	(石炭火力は活用すべきでない/廃止すべき) ・計画に石炭火力発電所の新設が含まれていることは、何十年にもわたって温室効果ガスを排出し続けることになる。	・石炭火力発電は、2014 年 4 月に閣議決定されたエネルギー基本計画において、「温室効果ガスの排出量が大きいという問題があ

	・石炭火力は、高効率のものであっても発電量あたりのCO₂排出量のはるかに大きいため、新設を禁止し、現在運転中の石炭火力も2025年までに停止・廃止させるよう求める。 ・小規模火力発電の建設計画も環境アセスメントの対象とする、BATの基準に満たないものは建設や運転を規制することについて検討すべきである。	るが、地政学的リスクが化石燃料の中で最も低いことから、安定供給性や経済性に優れた重要なベースロード電源の燃料として再評価されており、高効率石炭火力発電の有効利用等により環境負荷を低減しつつ活用していくエネルギー源」と位置付けられています。 ・2016年4月から、省エネ法により、発電設備を新設する際の効率性に関する基準を設け、新設される設備は効率の高いもののみとなるよう限定していくとともに、あわせて既存設備についても運転効率の目標を掲げ、取組状況を毎年評価することとしております。これらの取組を進め、発電効率の改善等により、環境負荷を低減しつつ、石炭火力発電を有効に活用してまいります。 ・小規模火力発電所を建設しようとする発電事業者に対しては、本計画においても、エネルギーミックスの実現に資する高い発電効率の基準を満たすことを求めていくため、上記の省エネ法等の措置を講じることとしています。
31	(石炭火力を効率的に活用すべき) ・発電効率の改善等、環境負荷を低減しつつ石炭火力発電を有効に活用していくことが必要である。	
32	(原子力発電は温暖化対策に位置付けるべきではない) ・原子力発電を稼働させた場合、100%の安全性は保証されない。 ・原子力は、事故が起きた時の環境汚染・使用済み廃棄物の環境に与える影響を考えれば、今すぐに縮小し、長期的には廃止するべきであり、温暖化対策に入れるべきではない。 ・原子力発電は、発電時にCO₂を出す量が少ないとしても、廃炉にかかる費用や、廃炉の過程で出るCO₂を考えればとてもpayしないので、本計画に位置づけるべきではない。 ・原子力発電所における海への温排水は、CO₂の温室効果を増長させ、温暖化を促進させているので、排水温度制限を設けるべきである。 ・2014年は、原発なしで温室効果ガスの削減が可能であるということが示されたので、脱原発とCO₂削減を両立させるビジョンをもつべきである。 ・はっきりと次の時代には脱原発と明示し、不足するエネルギー	・エネルギー基本計画において、「原子力の利用においては、いかなる事情よりも安全性を最優先することは当然であり、我が国の原子力発電所では深刻な過酷事故は起こり得ないという「安全神話」と決別し、世界最高水準の安全性を不断に追求していくことが重要」としております。 ・原料の採掘から発電設備等の建設・燃料輸送等のために消費される全てのエネルギーを対象に算定した電源別ライフサイクルCO₂排出量は、石炭火力 943g-CO₂/kWh、LNG火力 474g-CO₂/kWh、石油火力 738g-CO₂/kWh に対し、風力は 25g-CO₂/kWh、太陽光は 38g-CO₂/kWh であり、原子力は、燃料加工、放射性廃棄物の処分、発電所等の施設解体時に発生する間接排出量まで含めて 20g-CO₂/kWh となっています（総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会第12回会合（2015年6月26日））。エネルギー基本計画においても、原子力について、「運転

	をどのように調達するのか、その計画策定に向けた方向性を明示すべきである。 ・原発は早く全て廃炉にすべき。 ・原子力規制委員会の新規制基準への適合判断で、再稼働を進めるべきではない。政府が事故時の住民の避難計画の是非も含めて、責任をもって判断すべきである。	時には温室効果ガスの排出」がないエネルギー源として位置付けており、本計画にも安全性の確認された原子力の活用を位置付けております。 ・なお、原子力発電所の建設の際には、環境影響評価法等に基づいて、事業者が環境影響評価を行っており、その中で温排水の周辺水域等への影響についても評価対象項目となっております。 ・また、エネルギー基本計画に基づき、徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの最大限の導入、火力発電の高効率化、資源の確保等に全力で取り組み、原子力発電については、依存度を可能な限り低減させていくこととしております。他方で、安定供給の確保、電力コストの引き下げ、CO2 排出の抑制の3点を実現しようとするれば、原子力への依存度をゼロにすることはできず、一定程度の原発を稼働させなければ責任あるエネルギー政策を実行できないと考えております。 ・原子力発電所の再稼働については、高い独立性を有する原子力規制委員会が科学的、技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると判断した原発のみ、その判断を尊重し、地元理解を得ながら再稼働を進めるというのが政府の一貫した方針です。 ・避難計画については、地域の実情に精通した自治体が地域ごとに策定をしますが、その過程で、当初から政府がきめ細かく関与し、最終的には原子力防災会議で了承しています。国が前面に立って自治体をしっかり支援する体制により、これまで同様、万全の対応を行ってまいります。 ・また、一旦策定した避難計画についても、確認、支援を継続して行い、避難訓練の結果等も踏まえ、引き続き、原子力災害対策を改善、強化していく考えです。
33	(原子力は温暖化対策として進めるべき/進めるための環境を整備すべき) ・原子力は、安全性の確保を大前提として、エネルギー需給構造	・エネルギー基本計画において、原子力発電については「燃料投入

の安定性に寄与する重要なベースロード電源である。 ・原子力発電は、中長期の基盤技術・人材の維持・発展のための環境整備を推進していくべきである。 ・安全性が確認された発電所の速やかな順次再稼働が実現するよう、政府は、その必要性、重要性について国民や自治体の理解促進を図るべきである。 ・原子力について、きめ細やかな広聴・広報、立地地域に対する支援、事業環境の在り方の検討、ウランの安定供給、核燃料サイクル、高レベル放射性廃棄物の最終処分に向けた取り組みを進めるべきである。 ・中長期的に原子力発電の割合（22～20％）を維持していくためには、40年運転ルールの見直しや、新增設・リプレイスに向けた方針の明確化が必要である。	量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保有燃料だけで生産が維持できる低炭素の準国産エネルギー源として、優れた安定供給性と効率性を有しており、運転コストが低廉で変動も少なく、運転時には温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」と位置付けています。 ・また、同計画において、「原子力事業者は、高いレベルの原子力技術・人材を維持し、今後増加する廃炉を円滑に進めつつ、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生を契機とした規制強化に対し迅速かつ最善の安全対策を講じ、地球温暖化対策やベースロード電源による安定的な供給に貢献することが求められている。」とされているところです。 ・加えて、同計画において「原子力立地地域のみならず、これまで電力供給の恩恵を受けてきた消費地も含め、多様なステークホルダーとの丁寧な対話や情報共有のための取組強化等により、きめ細やかな広聴・広報を行う」とともに「国は、立地自治体等との丁寧な対話を通じて信頼関係を構築するとともに、電源立地対策の趣旨に基づき、原子力発電所の稼働状況等も踏まえ、新たな産業・雇用創出も含め、地域の実態に即した立地地域支援を進める」こととしております。 ・また、同計画において「原子力事業者を含む産業界は、自主的に不断に安全を追求する事業体制を確立し、原子力施設に対する安全性を最優先させるという安全文化の醸成に取り組む必要がある。国は事業者がこうした課題に対応できるよう事業環境の整備等必要な役割を果たしていく」、「資源外交の積極的な展開や独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）によるリスクマネー供給機能の強化等を通じて、官民が協力して自主開発比率を引き上げていくための取組を進めていく。」こととしております。 ・また、エネルギー基本計画に基づき、我が国は、核燃料サイクル
--	---

		を推進することとしています。 ・その上で、電気事業の小売全面自由化の下でも、使用済燃料の再処理に関する一連の事業が着実かつ効率的に実施されるよう、今期（2016 年）通常国会に「再処理等拠出金法案」を提出しております。また、高レベル放射性廃棄物の最終処分については、廃棄物を発生させてきた現世代で解決すべき課題です。これまで処分地選定調査にすら着手できていないことを反省し、国が前面に立ち、科学的有望地を提示するなどして、国民の理解を得ながら一歩ずつ着実に進めてまいります。 ・なお、既存の原発の安全確認が進められているところであり、現段階において、新增設・リプレイスは想定しておりません。
34	（CCS について） ・CCS は、大気中に目を向けた取り組みにはなっていないため、大いに異議がある。 ・CCS は、実現に向けては課題の克服が不可欠であり、今後も最適なエネルギーミックスを迫及することを基本として、国のエネルギー政策を議論していただきたい。 ・炭素回収貯留技術（CCS）は、本計画の計画期間である 2030 年度には間に合わないことを追記すべきである。 ・発電所や工場の煙道からの排出、または移動中に生じる二酸化炭素に対する回収技術を開発すべきである。 ・大気中の二酸化炭素を除去・回収し、その二酸化炭素を分解してエタノールを生成することによって、削減目標の達成と資源の乏しさを成就する効果を得るべきである。	・CCS については、本来大気中に放出されるはずの温室効果ガスを抑制するため、地球温暖化対策として重要な技術と認識しています。 ・御指摘の通り、CCS の実用化に向けては、技術面だけでなく、制度面・経済面・社会面の課題について取り組む必要があることから、必要な施策について専門家の意見を踏まえ引き続き検討を進めてまいります。 ・本計画に記載の通り、2030 年以降を見据えて、CCS については、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」や「エネルギー基本計画」等を踏まえて取り組んでまいります。 ・政府として、大規模排出源からの二酸化炭素分離回収技術の研究開発を含め、CCS 技術の実証等の取組を進めてまいります。 ・二酸化炭素を分離・回収し、固定化・有効利用する技術については、現状と比べ、CO2 排出の大幅な削減に貢献する技術開発を行ってまいります。

非エネルギー起源二酸化炭素		
	意見の概要	意見に対する考え方
35	(非エネルギー起源二酸化炭素対策について) ・石油を原料とする溶剤のマテリアルリサイクルを促進することにより、廃溶剤の焼却に伴う CO2 排出量、および新たな溶剤製造に伴う CO2 排出量を抑制すべきである。 ・現実的に焼却率の高い包装材へのバイオプラの使用が効果的。普及促進策として容り法のリサイクル負担金のスキームを活用し負担率の減免を行えば即効性があると考えます。自主的に使いたくなる仕組みが不可欠。 ・循環資源の利用拡大に向け、混合セメント等循環資源を活用した資材の公共事業での利用拡大等をお願いしたい。	・御指摘の溶剤のリサイクルを含め 3 R の取組に関しては、地球温暖化対策計画において、エネルギー起源二酸化炭素排出削減対策として温室効果ガスの排出削減にも資する 3 R を推進することとしており、また非エネルギー起源二酸化炭素排出削減として、3 R の取組を促進することにより廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量を削減することとしているところであり、御指摘の点も踏まえ、3 R の取組を進めてまいります。 ・バイオマスプラスチックについては、焼却せざるを得ない用途への普及促進策を検討してまいります。 ・混合セメントについては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、公共工事において調達を積極的に推進する等、利用を促進していくこととしております。
メタン、一酸化二窒素		
	意見の概要	意見に対する考え方
36	(メタン、一酸化二窒素対策) ・メタン、一酸化二窒素への対策が少なすぎる。 ・「堆肥施用」は、堆肥化する過程でのメタンガス発生を考えると代替手段として適しているとはいえないため、別の代替手段の研究を推奨するべきである。 ・家畜のふん尿についても、産業廃棄物由来メタンの 22% を占めることを明確にし、対策を立てるべきである。 ・畜産業における排出量の規制を強化し、施肥だけでなく、糞尿の量自体の削減に取り組むべきである。 ・「工業過程での排出削減対策」はとられているが、畜産業（農業）分野での排出削減対策が盛り込んだ書きぶりに変更するべきである。	・地球温暖化対策計画（案）では、「日本の約束草案」で示した中期目標の積み上げの基礎となった対策・施策を具体的に位置付け、目標達成に向けた取組を着実に図ることとしています。 ・家畜ふん尿・畜産業対策については、これまで実施してきた家畜排せつ物処理方法の改善等の対策に引き続き取り組むこととしております。 ・こうした対策・施策を着実に実施し、いただいた御意見の趣旨も踏まえながら、メタン、一酸化二窒素対策の推進を図ってまいります。

代替フロン等4ガス（HFC _s 、PFC _s 、SF ₆ 、NF ₃ ）		
	意見の概要	意見に対する考え方
37	（代替フロン等4ガス対策について） ・商業化ノンフロン化技術が存在する分野のフロン類使用を禁止することを政策で義務化すべきである。 ・フロン類の排出削減と利用可能な最良の技術の導入を義務化すべきである。 ・フロン類使用製品には取得税やフロン税を課し、ノンフロン製品よりも高くなるようにすべきである。 ・「フロン排出抑制法」の指針に明記された「中長期的に廃絶する」との目標を、ここでも明記すべきである。 ・「代替フロン等4ガス」も上積みすべきである。特に、解体現場でホースを切断して大気中に放出しているのが世界の大半なので、回収処理を国内外で設備共々提供・派遣・指導して、日本の削減実績に加えるべきだ。	・フロン排出抑制法では、フロン類使用製品のメーカー等に対して、一定の目標年度までに、製品ごとの目標値の達成を求め、ノンフロン・低GWP化製品への転換を実質的に義務づけています。 ・業務用冷凍空調機器の管理者には、点検の実施等を通じたフロン類の排出抑制に係る義務を課しています。また、フロン類使用製品のメーカー等に対して、一定の目標年度までに、製品ごとの目標値の達成を求め、ノンフロン・低GWP化製品への転換を実質的に義務づけています。 ・取得税やフロン税などの経済的手法については、平成25年3月の中央環境審議会の意見具申において、各種課題等を踏まえ引き続き検討することとしております。 ・フロン排出抑制法の指針では、目指すべき姿として「フロン類の段階的な削減を着実に進め、フロン類を中長期的には廃絶することを目指す。」としておりますので、実現に向けて、各種施策を講じてまいります。 ・国外でのフロン対策削減量の日本の削減実績への算入に関するご意見は、今後の参考にさせていただきます。
（2）温室効果ガス吸収源対策・施策		
	意見の概要	意見に対する考え方
38	（森林吸収源対策について） ・「森林・林業施策に国有林等の公有林活用を含む新たな取組を検討する。」と記載すべきである。	・本計画案に記されている、森林吸収源対策に係る森林・林業分野での取組については、国有林等の公有林における取組も対象としているものです。 なお、国有林野事業においては、森林吸収量の確保のため、森林の適正な整備や木材利用等の推進に率先して取り組むこととしています。特に、今後、人工林の高齢級化に伴う二酸化炭素の吸収量の低下や、資源の成熟に伴う伐採面積の増加が見込まれる

		中で、将来にわたる吸収作用の保全及び強化を図る必要があることから、効率的かつ効果的な再造林手法の導入・普及等に努めることとしています。 今後も森林吸収量の目標の達成に向け、これらの取組を着実に進めていく考えです。
39	(木材の利用について) ・再生産可能であり、炭素を貯蔵する木材の積極的な利用を図ることため、住宅等への地域材利用を推進すべきである。 ・木材利用には違法伐採問題など負の側面もあることを明確にしたうえで、「持続可能で合法性が証明された木材であることを前提に」などサプライチェーンの管理を明確にすべきである。 ・国産木材の住宅や商品への利用をもっと進めて欲しい。 ・森林伐採により生産された畜産物やパームオイルを日本でも消費していることを認識し、違法に伐採された土地から生産された商品は使用すべきではない。 ・市場の合法性証明木材に関する取り組みは、海外の違法伐採問題に対する情報収集の強化など森林林業基本計画の改定事項にあわせるべきである。	・計画(案)においても木材の住宅等への地域材利用の推進、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づいた公共建築物等や、非住宅建築物における木材利用の促進を図ることを明記しており、取組を進めてまいります。 ・違法伐採対策については、合法性証明木材の利用推進を図ることにより取り組んでまいります。
2. 分野横断的な施策		
	意見の概要	意見に対する考え方
40	(水素社会の実現について) ・水素社会の実現に向けて、燃料電池車、家庭用燃料電池への普及支援に加え、水素燃料を低コスト・低炭素で生産する技術開発、水素供給ステーション整備への支援等、積極的な取組をお願いしたい。水素社会を含んだ二次エネルギーシステム全体のグランドデザインが描かれないまま、単体技術が散発的に開発されている状況にある。 ・2050年の日本のエネルギーシステム全体のビジョンを国が先導して描き、水素や各種再生可能エネルギーの各要素の有機的結合を位置づけるべきである。	・エネルギー基本計画において、水素は、利用段階ではCO₂を排出せず、多様なエネルギー源から製造可能であるなど、環境負荷の低減やエネルギーセキュリティの向上に資するものと考えており、将来の二次エネルギーでは、電気、熱に加え、水素が中心的役割を担うことが期待されております。 ・これを踏まえ、水素社会の実現に向けた官民のアクションプランとして「水素・燃料電池戦略ロードマップ」を策定し、水素の利用拡大や水素サプライチェーンの構築、将来的なトータルでのCO₂フリー水素の活用に向けた取組の方向性を示しております。

	・「化石燃料を使用しない」あるいは「化石燃料由来ではない」水素の製造・輸送等について技術開発を進めるべきである。 ・水素変換など保存可能エネルギーへの変換技術が風力発電や太陽光発電の本格導入のブレークスルーとなる。先進技術の効率を上げてコストを下げるように経産省も応援すべきである。 ・低温低圧力条件下で高効率・低コストでアンモニアを製造する技術が開発できれば「水素社会の実現」を果たすことができる。	・本計画においても、家庭用燃料電池（エネファーム）や燃料電池自動車といった水素関連技術の活用を推進することに加え、中長期的な水素社会の実現に向けて技術の開発や制度・インフラの整備を進める旨、記載しております。
41	（温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度について） ・エネルギー消費量と大規模排出者の GHG 排出情報をデータベース化し、外部から閲覧できるようなシステムを用意すべきである。 ・温室効果ガス排出量やエネルギー消費量の報告義務について、法令・条例間において整合性を確保するとともに、事業者負担の軽減にも十分配慮し合理化を図るべきである。 ・各部門の温室効果ガス排出活動におけるダブルカウントの回避に関する記載がない。ダブルカウントの回避について配慮すべきであることを触れる必要がある。 ・IT 時代にどのような情報開示制度が望ましいかを議論する場を設けるべきである。 ・事業所ごとに燃料別のエネルギー消費量・CO2 排出量を公表し、どの事業所が最優良レベルか、どの事業所が平均以下で燃料転換の余地があるかを明確にすべきである。 ・国民・事業者の自主的取組の促進のために、自主的に排出量を算定し、検証を受ける事業者に対しインセンティブを与え、活動を支援する必要がある。	・事業者の温室効果ガス排出量に係る情報については、算定・報告・公表制度のウェブサイトにおいて常時閲覧可能としております。なお、エネルギー消費量については、今後の施策実施に関する意見として参考にさせていただきます。 ・地方公共団体に対し、事務連絡の発出を通じて、可能な範囲で既存の法体系との整合性に留意するよう協力を要請しております。 ・制度上、各部門においてダブルカウントが発生する場合がございますが、これについては別区分の排出量として把握・公表していることから、配慮されているものと考えます。 ・公表のあり方及び事業者に対するインセンティブ付与等については、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。
42	（事業活動における環境への配慮の促進について） ・現在、ISO50001 や ISO14001、エコアクション 21 における国内活動は、地方公共団体が講ずべき措置に留まらない。企業の自主的な活動による温室効果ガス排出削減の活動とその効果についても、第 4 次環境基本計画を踏まえ、当計画のなかに受け止	・御指摘のとおり、環境マネジメントシステムは地方公共団体のみならず、多くの企業にも採用されており、今後より幅広い事業者に普及することが期待されています。 ・とりわけ、ISO14001 とエコアクション 21 は様々な事業者を活用

	め、引き続き一層の取組みとその促進のための施策が必要と考える。 ・現在の取組にエコアクション 21 を追加し、推進すべきである。 ・ISO14001 等による算定の検証、エコアクション 21 の取組みを使って排出量情報の可視化を通し、国民にわかりやすい事業者情報を提供すべきである。 ・企業参加の森林づくりや事業所内の緑化を評価する仕組みを導入すべきである。	されている実績があることから、御指摘を踏まえ、例として明示する修正をいたしました（P.50）。 ・企業の積極的な環境保全のための取組については、例えば、環境コミュニケーション大賞で評価し、優れた取組を表彰しています。今後も、こうした取組をすすめてまいります。
43	（JCMについて） ・限界削減コストの高い先進国が、途上国での削減に貢献するという手法は、費用対率的に世界全体の排出削減を可能とするため、積極的に活用支援していくべきである。 ・二国間文書署名国の更なる拡大を図るとともに、温室効果ガス削減技術の海外プロジェクト促進に向けた積極的な取り組みをお願いしたい。 ・JCMの有効活用のため、署名国の拡大推進、企業が活用しやすい制度設計の推進、締結国での導入事例増加をめざした補助・融資等の支援充実、またODAの有効活用が必要である。 ・国内対策の積み上げの基礎としていないJCMは、海外に関する取組みに限定して記述すべきである。 ・JCMは国連で認められておらず、認証も不明確であって、今後の交渉事項であるため削除して、国内対策を優先すべきである。 ・JCMで得られたクレジットを削減目標にカウントする方法が不明確で慎重な検討が必要であり、導入する場合は、その収支や排出基準量算定の情報を徹底的に公開・監視する仕組みが必要である。 ・JCMは将来的にどうするのか、コスト効果性も含めて公開の場で議論すべきである。 ・JCMは補助金がなければ動かないと位置づけているのか、補	・JCMについては、世界全体での温室効果ガス削減に我が国が積極的に貢献するための重要な施策であり、今後も引き続き本制度を着実に実施することで、優れた低炭素技術等の国際社会への普及とともに、世界全体の温室効果ガス削減を推進していきます。 ・JCMについては、MRV方法論の開発を含む制度の適切な運用、都市間連携や国際協力銀行（JBIC）及び日本貿易保険（NEXI）と連携したJCM特別金融スキームの活用を含む途上国におけるプロジェクトの組成や実現可能性の調査、本制度の活用を促進していくための国内制度の適切な運用、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）や国際協力機構（JICA）、アジア開発銀行（ADB）などの関係機関との連携も含めた更なるプロジェクト形成のための支援等を行っていきます。 ・JCMは、温室効果ガス削減目標積み上げの基礎としていませんが、日本として獲得した排出削減・吸収量を、我が国の削減として適切にカウントすることとしているため、本計画において目標達成のための地球温暖化対策・施策としても位置付けています。 ・パリ協定の第6条において、JCMを含む市場メカニズムの活用が位置づけられています。我が国は約束草案において、JCMは、温室効果ガス削減目標積み上げの基礎としていませんが、日本として獲得した排出削減・吸収量を、我が国の削減として適切にカウントすることとしています。また、我が国は、今後、パリ協定締

	助金は呼び水で脱皮するためのものと位置づけているのかなどを明確にし、国民に問うべきである。	約国会議が定めるダブルカウント防止等を含む堅固なアカウントिंगのためのガイダンスの作成に貢献していきます。加えて、JCM の方法論やプロジェクトに関する情報については JCM ホームページで、クレジットについての情報は JCM 登録簿のホームページにおいて、関連情報を公表していきます。 ・ JCM については、政府の審議会等の公開の場において報告、議論を今後とも行っていきます。 ・ JCM は日本政府の補助金が入る事業に限定されるものではありません。
44	（環境関連税制について） ・ 環境関連税制等の環境効果等について、諸外国の状況を含め、省庁を超えた総合的・体系的な調査・分析を行うことで、「炭素税」強化を柱にした税制改革に取り組むべきである。 ・ 価格インセンティブのある炭素税を導入し、その収入は一般財源とするべきである。 ・ 地球温暖化対策税について、森林整備や生態系保全等への用途拡大には強く反対であり、政府による税収と用途の一元化による重複や無駄を排除すべきである。 ・ 森林環境税（仮称）等、新たな税の導入は各企業の自主的な取り組みを阻害するおそれがあり反対である。 ・ 地球温暖化対策税については、CO2 排出量の最も多い石炭の課税が安すぎるため、石炭の減免を廃止して、天然ガスより高い税にすべきである。 ・ 大型の地球温暖化対策税の導入についても、積極的にも進めていくべきである。 ・ 地球温暖化対策税による税率・時期等の具体的な削減計画が明記されるべきである。 ・ キャップ＆トレード型排出量取引制度や地球温暖化対策税などの導入ではなく、自主的枠組みにすべきである。 ・ 輸入品の輸入の距離や重量に応じて課税する環境関税の導入が	・ 地球温暖化対策のための税（以下「温対税」という。）は、税制による地球温暖化対策を強化するとともに、エネルギー起源 CO2 排出抑制のための諸施策を実施していく観点から導入されました。 ・ この税は、広範な分野にわたりエネルギー起源 CO2 排出抑制を図るため、全化石燃料に対して CO2 排出量に応じて課税（289 円/CO2 トン）し、その税収をエネルギー起源 CO2 の排出抑制対策に充当する制度として、納税者の理解を得つつ導入されたものであり、この 4 月に導入当初に予定されていた段階的な引き上げを完了したところです。 ・ 温対税について、現行どおりの着実な実施を図るとともに、同税をはじめとする既存の環境関連税制について、環境効果等の調査・分析を行うことが必要と考えております。 ・ また、温対税の税収と用途については、関係省庁間の重複の排除の取り組みや事業効果の検証・評価により、透明性の確保を図り、無駄のない効率的な予算執行に取り組んでまいります。 ・ 森林環境税（仮称）等の新たな仕組みについては、平成 28 年度税制改正大綱（平成 27 年 12 月 16 日自由民主党・公明党）において、「都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林

	必要である。 ・ファンドマネーの投機対象となりかねないことや、排出基準量の評価の不明確さから、クレジットといった経済的手段には反対である。 ・炭素への価格付けを始めとしたグリーン経済政策導入等の環境整備を図り、自立的なイノベーションを促すための基盤とするべきである。	環境税（仮称）等の新たな仕組みを検討する。その時期については、適切に判断する。」とされ、本計画においても同様の記載を行いました。
45	（金融のグリーン化） ・有価証券等の投融資先や規模、投融資先の発電事業による温室効果ガス排出量を開示し、金融機関や投資家、第三者が評価できるようにすべきである。 ・「（個人の）投資の CHOICE」も国民の大きな国民の役割の一つである。	・金融を通じて環境への配慮に適切なインセンティブを与え、グリーン経済を形成していくための取組（金融のグリーン化）を進めるため、投融資先の企業の活動を財務面のみならず環境面からも評価し、その結果を投融資活動に反映することで、環境配慮行動へのインセンティブを付与する環境格付融資や環境・社会・ガバナンスに配慮する E S G 投資、機関投資家等による E S G の取組に関する方針の公表など温室効果ガス排出削減に貢献する環境配慮行動を金融面から促進するための取組を進めてまいります。 ・環境省では投資家向けを前提とした環境情報開示基盤の整備を進めております。今後とも事業者と投資家等との間の建設的な対話促進を推進してまいります。
46	（国内排出量取引制度について） ・パリ協定の即時批准のために、大幅な炭素税の導入、上限付き二酸化炭素排出量取引制度などの経済的措置を法制化し、直ちに実施すべきである。 ・東京都のようなキャップ＆トレード方式の国内排出量取引制度を速やかに導入し、排出上限枠を経年的に縮小して、産業界全体が排出量削減に向かうような方向性を創るべきである。 ・国内排出量取引制度については、産業に対する負担、目標レベルの設定、排出権価格の暴落などの課題があることを理解し、オープンな議論を行うべきである。 ・排出量取引は、「約束草案」の算定根拠となっておらず、必要な	・国内排出量取引制度については、いただいた御意見も踏まえ、我が国産業に対する負担やこれに伴う雇用への影響、海外における排出量取引制度の動向とその効果、国内において先行する主な地球温暖化対策（産業界の自主的な取組など）の運用評価等を見極め、慎重に検討を行ってまいります。

	研究開発投資への影響、海外への生産拠点の移転、キャップ設定方法の不公平性などの課題があるため、導入すべきではない。 ・産業界は、既に低炭素社会実行計画を着実に実行しているため、施策として排出量取引制度を掲げる必要は無いと考える。 ・直接排出での大口排出事業所に対し総量削減義務化制度を導入し、産業部門は20%以上の削減義務を課すべきである。目標水準は利用可能な最良の技術の導入と、燃料の天然ガス化を前提に定めるべきである。 ・キャップ&トレード型排出量取引制度や地球温暖化対策税などの導入ではなく、自主的枠組みにすべきである。 ・炭素への価格付けを始めとしたグリーン経済政策導入等の環境整備を図り、自主的なイノベーションを促すための基盤とするべきである。	
3. 基盤的施策		
	意見の概要	意見に対する考え方
47	(技術開発の推進について) ・いつ完成するかもわからない革新的技術の開発を待っているだけではパリ協定で求められている削減対策には間に合わない。地球温暖化対策の鍵は、革新的技術開発ではなく、既に利用可能な最良の既存技術の普及である。 ・「エネルギー・環境イノベーション戦略」によって設定された有望分野については、バランスのよい推進と柔軟な見直しを行い、除外された分野についても並行して技術開発を推進すべきである。 ・「エネルギー革新戦略」と「エネルギー・環境イノベーション戦略」を早急に策定し、これらを踏まえた「地球温暖化対策計画」にすべきである。 ・内閣府総合科学技術・イノベーション会議による府省・分野を越えた研究開発推進体制を適用し、研究開発の地方拠点の機能強化、公的研究開発法人による長期かつ高リスクな研究開発の先導	・COP21 で言及された「2 目標」の実現には、既存技術の向上・普及に加えて、温室効果ガスの抜本的な排出削減を可能とする革新的技術開発が不可欠です。 ・「エネルギー・環境イノベーション戦略」は、気候変動対策と経済成長を両立すべく、2050 年を見据え、削減ポテンシャル・インパクトが大きい有望な革新技術を特定した上で、総合科学技術・イノベーション会議が全体を統括し、関係省庁の協力を得て、一体的に本戦略を推進する体制を強化していくこととしております。 ・「エネルギー・環境イノベーション戦略」の推進に当たっては、分野ごとに適切なステージゲートを設けて、研究開発の進捗や社会情勢に応じて適切な間隔で研究開発プロジェクトを適正化しつつ、戦略的に推進していくとともに、新たな技術シーズを創出・発掘し、戦略に柔軟に位置づけていくこととしております。

	を行うべきである。 ・技術イノベーションを更に進化させていくことによって地球温暖化対策と経済成長を両立させるべきである。 ・省エネや熱利用の在り方について、研究を深めるべきである。 ・大気中の二酸化炭素を除去・回収し、分解して得た糖からエタノールを生成する技術を活用するべきである。 ・イノベーションのさらなる加速を後押しするため、研究開発税制全体の恒久化を進めるとともに、製品化のための設備投資に対する一定の税額控除が必要である。	・「エネルギー・環境イノベーション戦略」では、主として研究開発に長期間を要するリスクの高い革新技術を対象に分野を選定しており、実施にあたっては公的研究開発法人や研究開発の地方拠点も含め産学官で総力をあげて取り組んでいくこととしております。 ・「エネルギー革新戦略」は平成 28 年 4 月 18 日に、「エネルギー・環境イノベーション戦略」は平成 28 年 4 月 19 日にそれぞれ策定されました。これらの戦略は地球温暖化対策計画に位置付けられており、これらの戦略を通じて地球温暖化対策を推進していきます。 ・研究開発税制については、引き続き、様々な観点から、取扱いについて検討していきます。
第 4 節 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項		
	意見の概要	意見に対する考え方
48	(地方公共団体における対策・施策に係る事業者への配慮について) ・地方公共団体における温暖化対策推進にあたっては、一つの区域で経済活動が完結しない事業者において、地方公共団体間での対策強度の差によってイコールフットINGを損なうこと、事業者の全体最適を妨げる(事業所の統廃合により一部の事業所では排出増となるが日本全体では排出削減となること)等の懸念があることについても配慮することを明記すべきである。 ・地方公共団体における地球温暖化対策の策定推進にあたっては、製造関連事業者への特段の配慮を行うべきである。 ・自治体が整備・運用する排出量報告制度においては、国への報告と異なる算定手法で自治体への報告を求めることがないよう、自治体へ周知をお願いしたい。	・地方公共団体による取組は、民主的な手続きを経て制定・決定された条例・計画等に基づく自治事務であることから、政府としては、地方分権の主旨を最大限に尊重しなければならない、自治事務について、法令に基づかない関与をすることは許されていません。 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年十月九日法律第百十七号)において、地方公共団体は、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策について、「その区域の自然的社会的条件に応じ」取り組むよう定められています。このため、個々の施策の内容には、地方公共団体によって、自ずと何らかの差異が生じることが予定されています。 他方で、各地方公共団体によるそれぞれの施策の間において、それぞれの区域の自然的社会的条件の違いを加味してもなお、国民や事業者の間における実質的な公平性・合理性が著しく損なわれ

		ていると見なさざるを得ないような、不当な事態が生じている場合があれば、当該事態への対処の在り方については、地方分権の主旨を最大限に尊重することを大前提とした上で、将来の検討事項としていきたいと考えています。 ・地方公共団体が整備・運用している温室効果ガス排出量の報告制度は、当該地方公共団体において民主的な手続きを経て制定された条例に基づくものです。このため、当該制度の在り方を巡って国から何らかの働きかけを行うことに関しては、地方分権の趣旨を最大限に尊重することを旨として、今後、慎重に検討したいと考えております。
49	(地方公共団体における対策・施策に係る進捗管理について) ・「地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定マニュアル」等に基づく温室効果ガス排出量の算定に必要な統計情報の早期公表をお願いしたい。 ・年度によって統計の取りまとめ内容に変更があり、過去の実績と客観的な比較が難しくなっているため、取りまとめ内容の固定化をお願いしたい。 ・地方自治体でもPDCAサイクルを回す仕組みを用意すべきである。 ・都道府県や指定都市等の地方公共団体実行計画区域施策編の進捗管理として、温室効果ガス排出量の算定には、区域内の販売電力量の情報が不可欠であるが、今後、各地域の電力会社以外の電気事業者の販売量増加が見込まれることから、すべての電気事業者に対して都道府県別、市町村別の販売電力量の公表を義務付ける旨の記載をお願いしたい。 ・地域レベルでの対策促進には、温室効果ガスの算定方法の統一が重要であるため、地方公共団体での排出量算定方法を策定すべきである。	・温室効果ガス排出量の算定に必要な統計情報については、可能な範囲で早期に取りまとめられるよう努めてまいります。また、やむを得ず統計の取りまとめ方法を変更する場合は、可能な限り同一方法で過去の分を推計することにより過去の実績と客観的な比較が可能となるように努めてまいります。 ・地方公共団体の取組に係るPDCAサイクルに関しては、「都道府県及び市町村は、率先して自らの温室効果ガス排出の抑制に取り組むべきである。その際には、原則として全ての事務及び事業を対象として、温室効果ガス排出の抑制に係る取組の企画・実行・評価・改善、すなわちPDCAの体制を構築し、運営するべきである。」と記載しています。 ・電気事業者に対し都道府県別、市町村別の販売電力量を公表するよう義務付けることとする場合には、法整備が必要となるため、将来の検討事項とさせていただきます。 ・地域における温室効果ガス排出量の算定方法に関しては、地方公共団体によって、算定(推計)の基礎となる各種統計データの入手の可否や、算定(推計)作業に必要な専門的知見の有無に差異があるため、全国的な統一は必ずしも容易ではないことから、複数の方法を提示しております。

50	(地方における各主体間の連携について) ・地球温暖化防止活動推進センターや地域協議会が市町村や都道府県と協力して温暖化対策を進めることを継続して実施して欲しい。 ・地域地球温暖化防止活動推進センターや生協との連携は重要であり、公的運動として期待される。 ・市町村への普及促進を、地域地球温暖化防止活動推進センターと連携して取り組むべきである。 ・地方都市においては都市の肥大化がすすんでおり、「都市のコンパクト化」は、地方公共団体の講ずべき措置だけではすすまない。 ・住民が出資・運営する共同発電所づくりへの支援など、住民が再生可能エネルギー発電事業に参画できる仕組みを積極的に図ることを盛り込むべきである。	・地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化対策地域協議会と地方公共団体との連携に関しては、「地方公共団体には、国や地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会等と連携しつつ、地域エネルギー・温暖化対策推進会議等を活用することにより、都道府県及び市町村間での地球温暖化対策に係る情報・ノウハウの積極的な共有や多様な主体による取組の促進を図ることが強く期待される。」と記載しております。 ・「都市のコンパクト化」に関しては、地方公共団体による直接的な取組のみならず、「(前略)取組に対する事業者・住民の理解・協力を促進するため、まちづくりに参画する人づくり・ネットワークづくりを進め、多様な主体が低炭素化の担い手となるよう促すことが重要となる。このため、環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等を始めとする民間団体の活動支援等の地域に密着した施策を進めることが期待される。」と記載しております。 ・住民が再生可能エネルギー発電事業に参画できる仕組みに関しては、「都道府県及び市町村は、再生可能エネルギー事業に関するコスト低減や投資促進に向けては、再生可能エネルギー施設に係る固定資産税減免等の租税上の措置や、地域金融機関等と連携した再生可能エネルギー事業への出資等の金融上の措置について、積極的に検討・導入することが期待される。」と記載しております。
第6節 国民運動の展開		
	意見の概要	意見に対する考え方
51	(国民運動の展開について) ・教育に関する記述では、「～させる」という表現を削除するとともに、地域活動の表彰制度の導入などを導入して、国民が主役の運動を進めるべきである。 ・公的機関における率先実行や、世代・ライフスタイルに応じたマーケティング手法による広報普及活動によって、事業者や国	・家庭部門、業務部門における地球温暖化対策を推進するにあたっては、国民運動を強化していくことが極めて重要であると考えています。 ・地球温暖化が既に我が国の社会に影響を及ぼしており、このまま手をこまねいていると世界全体で危機的状況になる可能性が高

民のグリーン購入や「電力の CHOICE」など、国民理解の促進を図るべきである ・計画案においては民生部門における 40 % の削減のための施策として、低炭素な「製品」「サービス」の ” 賢い選択 ” の推進をメッセージとして発信するため、第 1 章第 2 節における「1. 環境・経済・社会の統合的な向上」について、徹底した省エネルギーの推進に加えて、「グリーン購入の推進」を追記すべきである。 ・メディア、テレビ CM、チラシ、ホームページなどを工夫し、チーム-6%の頃のように認知拡大を行って、「国が本気で取り組むんだ!」ということを国民にあらゆる場面で伝えるべきである。 ・国民一人一人が主体であるという意識改革を持つ必要があるため、「見える化」を国民運動に取り入れ、国民に見える形での普及啓発も推進してほしい。 ・削減目標を達成するには、全国民が一丸となった取り組みが不可欠であり、温暖化対策計画の排出削減に関する普及啓発等を明記したことは、高く評価できる。 ・アイデア募集や表彰・事例集作成などを行っているが、国民に広く波及したことはなく、実効性がある取組とは思えない。 ・国民が協力すれば大きな力になるため、どうすればいいのか、何ができるのか具体的に協力要請してもらいたい。 ・「足るを知る」ことにより、大量消費、大量廃棄の暮らしのあり方そのものを見直すことが大切である。 ・電気やエネルギーの節約生活と、無駄をしない生活様式に変えてもらうことが必要である。 ・国・自治体・事業者への提案と点検、排出削減に積極的な企業の商品サービスの購入、温暖化対策に積極的な政党・候補者の支援などを実行すべきである。 ・人の意識は簡単には変わらないため、行動変容を促すための仕	いことについて、分かりやすい形で国民に発信することにより、危機意識の浸透を図り、国民一人一人の意識改革と行動に向けた機運を醸成していきます。 また、国民の皆様には温暖化対策に理解・協力していただくには、何らかのインセンティブをもっていただくことが重要であり、そのために、普及啓発において温暖化対策の具体的なメリットを示すことが効果的であると考えています。 例えば、省エネ性能の高い冷蔵庫やエアコンなどへの買換えによって、使用時の光熱費を節約でき、長期的には生活コストを低減できることや、省エネルギーフォーム（住宅を高断熱・高気密なものにする）を通して、冷暖房の光熱費を節約できるだけでなく、住宅内の室温差が少なくなり、急激な温度変化によるヒートショックを減少させ、快適で健康的な暮らしが可能になることなどのメリットがあります。 このように、長期的な生活コストの低減や快適で健康的な暮らしといったメリットにも注目し、正確な情報を国民の皆様へ伝えることが大切だと考えています。 ・国民運動の強化に向けて、関係省庁が一丸となり、経済界やメディア、自治体、NPO 等とも十分に連携し、また国民の皆様への知恵も得ながら、低炭素型の製品・サービス・ライフスタイルの選択を促す普及啓発を全国津々浦々に効果的に展開してまいりますので、是非皆様のご協力をよろしくお願いいたします。 ・「国民運動」や「普及啓発」の計画での位置付けについて、頂いた御意見を踏まえ、第 3 章第 2 節の「分野横断的施策」に位置付けていた「国民運動の展開」を、第 3 章第 6 節として節立てし、国民運動を強化していく姿勢をより明らかにしました。(本文 P.61 ~)
--	--

	組みを作っていくことにも力を入れていくべきである。 ・国によるトップダウンの国民運動ではなく、国民が内発的・自発的・主体的に「低炭素社会を選択する」ことが必要であり、国民はすぐにできることから地球温暖化対策を始めるべきである。 ・家庭からの排出や個人が利用するサービスからの排出量を減少させられるのは国民だということに意欲が湧いた。 ・温暖化防止センター、地域協議会、環境団体、消費者団体など、地域にある既存の組織と連携して、国民の行動変容を促すための活動を、自治体レベルで積極的に進めるべきである。 ・全ての主体が参加・連携するため、情報共有、話し合いの場が大切である。産官学市民、協働で「環境シンポジウム千葉会議」を継続してきた。地域活性化や防災、生物多様性保全等推進に役立つよう希望する。 ・教育に関する記述では、「～させる」という表現を削除するとともに、地域活動の表彰制度の導入などを導入して、国民が主役の運動を進めるべきである。 ・地球温暖化対策を進める上では、国民一人一人や企業など、すべての主体が前向きに取り組んでいく必要がある。そのため、今後定める計画では、「国民運動」や「普及啓発」をしっかりと章立てして、国民に見える形で取り組みを進めるべき。	
52	(環境教育について) ・国民の環境意識を高め、学校教育のカリキュラムにはエネルギー・環境政策について学習する機会を組み込み、国民の負担の含めて伝えていくための教材開発を充実すべきである。 ・脱炭素化に向けた今とまったく違う新しい社会、新しい技術を発想し、その実現に資する大人になりたいという志を抱かせるような教育が真に必要である。 ・科学的不確実性を認め、CO₂は光合成等により地球規模で循環することなどを正しく教育し、CO₂だけを地球温暖化の原	・環境教育の実践に当たっては、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（平成24年6月閣議決定）」にも記載のとおり、「未来を創る力」と「環境保全のための力」を育んでいくことが重要と考えております。 ・また、気候変動による影響等についての知識や情報については、科学的知見に基づく正確な情報を分かりやすく国民の皆様方にお伝えしていくよう留意していきます。

	因として有害物質であるかのように扱うことは避けるべきである。	
第7節 海外における温室効果ガスの排出削減等の推進と国際的連携の確保、国際協力の推進		
	意見の概要	意見に対する考え方
53	(国際貢献について) ・途上国等への資金・技術協力を強化し、地域のニーズに沿って支援すべきである。 ・国連の開発目標には、アマゾン川流域の大型ダム開発といった非持続可能な開発があり、温暖化や生物多様性喪失に大きな影響が出ている。ダム開発を止め太陽光や風力に変更するべきである。 ・地産地消費できる地域に、先進国型の工業化を持ち込めば火力発電所等が必要となることから、自然リソースと共存できる農業生産や物資の援助にとどめることが必要である。 ・日本国内だけでの取組だけでなく、日本の優れた環境技術を世界各国に広め、各国での温室効果ガス排出量削減に貢献するとともに、日本の環境産業振興を図ることが必要であるので、優れた環境技術の認証と各国への普及を進めていくことを具体的に明記すべきである。 ・パリ協定に伴う国際的詳細ルールのみならず、さまざまな国際規格づくりが進んでいる。国際標準化の形成が適切な形となされることは、環境面を主要な要素にもつ持続可能な社会の実現には非常に重要である。そして、地球温暖化対策に関連する各種の国際規格によっては、世界の地球温暖化対策の推進のみならず、世界及び日本経済にも大きな負の影響を及ぼしかねない。第4次環境基本計画を踏まえ、途上国と協調して、国際標準化や国際的なルール形成を推進することが必要である。	・安倍総理がCOP21の際に発表した気候変動関連途上国支援の増額(2020年に官民合わせて1.3兆円)及びイノベーションの促進からなる貢献策「美しい星への行動2.0(ACE2.0)」を着実に実施していきます。また、我が国が15億ドルの拠出を決定している緑の気候基金(GCF)についても、これまでに拠出表明された資金の効果的な活用を引き続き図ってまいります。二国間の環境協力については、アジア太平洋地域を中心に環境協力覚書の締結や専門家の派遣等も含め、我が国が蓄えてきた経験、知見、教訓や対策技術に立脚したものを一層推進していきます。さらに、気候変動枠組条約の下に設置された気候技術センター・ネットワーク(CTCN)や適応委員会等への参加・協力などを通じた貢献も積極的に行っていくこととしています。 ・我が国は、世界の気候変動対策の進展、抜本的な排出削減への貢献策として美しい星への行動2.0(Actions for Cool Earth: ACE2.0)をCOP21にて総理より発表しております。 このACE2.0は、途上国支援とイノベーションという二本柱で構成されており、その中の途上国支援では、我が国の途上国支援額を2020年までに、官民合わせて年間約1兆3000億円、現在の1.3倍にすることを表明しています。また、イノベーションでは、・革新的エネルギー・環境技術の開発強化に向け、「エネルギー・環境イノベーション戦略」を策定、・二国間クレジット制度(JCM)等を通じた優れた低炭素技術の普及を推進することを表明しています。さらに、気候変動枠組条約の下に設置された気候技術センター・ネットワーク(CTCN)や適応委員会等への参加・協力などを通じた貢献も積極的に行っていくこととしています。

54	(石炭火力発電の輸出について) ・石炭火力発電は、革新的技術の研究開発や海外への技術輸出の対象分野から除外すべきである。 ・石炭火力発電所の輸出は禁止することを明記すべきである。	・途上国の中には、経済性・供給安定性等の観点から石炭火力を選択せざるを得ない国もあるため、高効率な発電技術の導入を促進することが、実効的な気候変動対策の一つであると考えています。我が国としても地球全体での環境負荷の低減を図るべく、積極的に貢献してまいります。
第4章 地球温暖化への持続的な対応を推進するために 第1節 地球温暖化対策計画の進捗管理		
	意見の概要	意見に対する考え方
55	(計画の進捗管理について) ・「第1章第2節6．評価・見直しプロセス(PDCA)の重視」の内容は簡略すぎて、重視しているとはとても思われない。他の政策プロセスへの言及と関連付け、今後の科学的知見の収集と国の政策への反映、国際対策レベルの包括的「対話」などを盛り込んだ戦略的な評価・見直しプロセスであることを記載すべきである。 ・施策の削減見込量の合計値が、目標達成に必要な削減量(施策の有無による2030年度排出量の差分)を上回るか否かで、施策による目標達成が可能なのか評価するべきである。 ・本計画について政府は不断の検証を行い、国民や経済活動に過度な負担を負わせることないようにしていただきたい。 ・各国の対応も見極め、国際的な公平性にも留意していただきたい。 ・「対策評価指標等」においては、「費用」「費用対効果」についても、国際的な比較も含めて開示、分析、評価されることが不可欠である。 ・パリ協定を踏まえ、5年ごとの国別約束の策定や提出に間に合うよう、日本政府としても5年毎に政府の審議会や市民参加を確保したプロセスによって見直しを行い、強化された国別約束を国連に提出することを明記すべきである。	・地球温暖化対策の進捗管理については、第4章第1節に詳細に記述しており、例えば、温暖化対策本計画の見直しに当たっては、パリ協定・COP21決定における2020年まで、以降は5年ごとの目標の提出・更新のサイクル等の規定を踏まえること、将来的に、パリ協定に基づく透明性の仕組みに従い、取組の状況等について国際的に報告し点検を受けることとしています。 ・予算等の国の施策の実績・予定については、毎年このこれまで京都議定書目標達成計画の進捗状況の点検の際にとりまとめを行ってきており、今後とも国の施策については可能な限り定量的に点検・評価を行っていく予定です。

56	(情報の公開について) ・「別添 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策の進捗状況」を表計算ソフトウェア形式でも公開されることを希望する。 ・その結果のみならず、施策個々の情報をデータベース化し、Webで公開されたい。また、グッドプラクティスとして公開し、National Communication にも記載することを望む。 ・政策検討・評価・見直し・推進・実施といったプロセスにおける市民参画を確保すべきである。	・地球温暖化対策計画(案)本計画では、各対策の排出削減見込量の根拠や進捗状況点検の結果については、インターネット等を通じて公開し、国民の皆様が対策の内容や進捗状況について適切に情報を得られるようにすることとしています。 ・こうした地球温暖化対策の進捗状況に関する情報を積極的に提供・共有することを通じて各主体の対策・施策への積極的な参加や各主体間の連携の強化を促進してまいります。
57	(吸収源の活用の評価方法について) ・木質資源の評価に限定されているが、草本資源作物の吸収源としての評価方法を確立すべきである。	・一年程度の短い生長サイクルを持つ草本植物については、植物の生長によって吸収されたCO₂が、すぐに、燃焼・枯死等によって大気中に排出され、CO₂排出量・吸収量が打ち消し合うため、国際的に定められた算定方法のガイドラインに基づき、排出源とも吸収源とも計上しないルールとなっております。 ・ただし、堆肥などの形で農地土壤中に投入された草本植物については、分解されずに土壌に蓄積される炭素分をCO₂吸収量として算定しております。
第2節 国民の努力と技術開発の評価方法		
	意見の概要	意見に対する考え方
58	(国民運動における進捗管理について) ・個別施策の実施においてPDCAサイクルを回し、定性的な目標達成や意識啓発の副次的効果なども適切に位置づけるべきである。 ・計画案の中で、諸対策を推進する役割や効果検証など、PDCAに係る政府の責任主体を明確にしていくべきである。 ・国民運動を実効あるものとする必要がある。国民運動のPDCAサイクルを展開し、環境省が責任をもって目標の実現に取り組む旨を明記すべきである。	・国民運動・普及啓発・教育活動を通じた国民のライフスタイル・ワークスタイルの変革等人間の行動や物の使い方に関する取組については、継続性・連続性を確保しつつ、アンケート調査等の活用を通じ、地球温暖化対策の重要性や国民一人一人や各主体の取組に関する理解度や実践度の把握などにより、定性的な視点も考慮しながら、関連施策の定量的な評価を実施し、PDCAサイクルによる施策の強化に努める所存です。 ・国民運動の実効性に関して、頂いた御意見を踏まえ、第3章第2節、1.「国」の役割、(3)国民各界各層への地球温暖化防止行

	・学校と連携した古紙回収や公共交通の利用など、既存の活動が国の施策とどう結びつくのかを評価するシステムをつくり、共有してもらいたい。	動の働きかけの部分に「中央環境審議会による厳格なPDCAサイクルを実施」する旨を明記しました。(本文 P.15)
第3節 推進体制の整備		
	意見の概要	意見に対する考え方
59	(計画の推進体制について) ・政府が一丸となって責任主体を明確にした推進体制を整備し、2030年度までのロードマップを作成した上で、PDCAサイクルを回していくべきである。 ・PDCAを有効に動かすため、外部専門家も入れたて省庁横断的に組織し、きちんとPDCAサイクルを回すことを期待している。 ・図式化により各主体の役割や関係を明確化するため、組織図を追加すべきである。	・地球温暖化対策は、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚をメンバーとする「地球温暖化対策推進本部」、各省の局長級の会議である「地球温暖化対策推進本部幹事会」を中心に、関係府省庁が緊密に連携して取り組むこととしています。 ・こうした推進体制の整備を行い、いただいた御意見の趣旨も踏まえながら、各主体が継続的に対策・施策を進め、持続可能な低炭素社会を構築してまいります。
その他		
	意見の概要	意見に対する考え方
60	(別表について) ・排出削減見込量の算出条件における電力排出係数は、「火力平均の電力排出係数」ではなく、他の省エネ等の対策と同様に「全電源平均」を使用すべきである。 ・2030年度の省エネ見込量が長期エネルギー需給見通しに記載の値と合致しないため、確認すべきである。	・電力排出係数については、対策毎の事情に応じて柔軟に対応するため、「全電源平均」と「火力平均」のいずれかを選択することとしております。 ・2030年度の省エネ見込量は、長期エネルギー需給見通しと整合的な記載に修正しております。なお、地球温暖化対策計画では対策間の重複記載が可能であるため、長期エネルギー需給見通しと数字が異なるものがありますが、対策効果については整合的なものとなっております。